



# 日刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (222) 7207 番

92.12.25 No. 3714

## 遮断桿折損隠ぺい事件で3回目の団交(12/21)

# 「これまで説明は間違っていましたか?」

### 「深まる疑惑」

十二月二日、大菅踏切の遮断桿折損事故もみ消し問題と踏切安全対策について、三度目の団体交渉が開催された。団交の度に答えることができなくなり「再調査」を重ねた結果の三度目の団交である。ところが今度は、今まで説明していた「事実経過」を、「これまで説明してきた経過は間違っていましたか?」

### 「事実経過?」

と、自ら一八〇度変えてしまったのだ。一体どうなつてまつたのか? 疑惑は深まるばかりである。

### くるくる変わる

第一回交渉の後、「再調査した」と称して明らかにしてきた経過は、表(A)のとおりであ

五時三十分 四三三M列車が、大菅踏切の遮断桿を押し上げている人を発見し、踏切上に停車。(約一車半踏切を出た位置に停車)  
三十分 運転士は、遮断桿が持ち上げられていた現場も確認しないまま、反対側に降りて、沿線電話を探し停止位置から三〇〇四〇m戻った位置にある沿線電話から指令に一報を入れる。「遮断桿を持ち上げているのを発見したので、非常ブレーキで止まりました。調査して、再連絡します。」  
(指令は、「遮断桿折損」ときき間違える)  
その後、反対側に行つて、トラック運転手から事情を聴取  
四三十分 また反対側に行き、沿線電話で指令に第二報。「自動車運転士の話によると、三〇分位、遮断桿が降りつばなしになっているそうです。故障を思いますので、関係箇所を連絡してください。」

五時三十分 四三三M列車が、大菅踏切の遮断桿を押し上げている人を発見し、踏切上に停車。(約一車半踏切を出た位置に停車)  
三十分 「運転士は、車掌に連絡し、降りてきてほしい旨を要請したうえで、遮断桿を持ち上げている現場に行く。少しして車掌も現場に到着して、トラック運転手から事情を聴取。車掌によると、三名が、遮断桿を降りないようにするために、石を挟んでいた。運転士は石を挟んでいるのは見ていない。その後、運転士・車掌の二人で反対側に行つて、沿線電話で、事情聴取した内容を指令に報告。指令への報告はこの一回のみであり、二報というのはいなかった。指令のメモでは、五時三十分となつていたので、前回の説明では、その時間としたが、以上の経過からすれば、三七分に電話できるはずはないので、もっと遅いはず」(輸送課長の説明)

つた。しかし今度は、表(B)の経過が事実だったというのだ。分単位まで時間を特定し、会話内容も特定していた指令への連絡は、「二回」としていたものが「一回」になり、連絡の時間もあやふやになつてしまった。「再調査した」と称していた経過は、全くの「作文」に過ぎなかつたということだ。組合から矛盾点を指摘され、答えに窮してしまつたと、今度は「こちらが正解でした」とばかりに全く違う「作文」を持つてくるのである。ウソにウソを重ねるとはまさにこのようなことを言うのだ。

### 解体してしまつた異状時対応能力 運行管理能力

しかも、二カ月たつても事故の経過すら説明することができず、記録されていなければならぬはずの運転士と指令の通信、駅と指令の通信は、何時何分にどのようなやり取りがあつたのかはもとより、実際通信があつたのかどうかまで、解らなくなつてしまつていくというのである。もしこれが真実だとしたら、より恐るべき事態である。異常時の対応能力、列車の運行管理能力が、最も基本的なところから解体してしまつていくということである。団交のなかでは、「指令の取り扱い等不備な面があつた」「指令員が正確な状況を把握していなかったことについては認める」「今後はマニュアルに戻った取り扱いをするよう指導を徹底する」等称しているが、問題は責任を指令員に転化すれば済むことではない。JR総連と結託し、労務管理にばかり憂身をやつす支社運輸部の姿勢そのものが、組織として、列車を動かす、安全を守り、異常時に適切な指示を行なうという、基本的なシステムそのものを解体してしまつたということだ。このままでは大変なことになる!

## 「踏切安全対策」で回答

またこの日の交渉のなかで、大菅踏切事故以降の「踏切安全対策」について、この間実施し

た対策・実施を計画している対策について、次のとおりの回答があつた。

「ウラヘン」

- ① ポスターの關係各機關への配布、ダンブ街道でのパンフの配布、「踏切をなくす会」によるキャンペーン・新聞広告等のキャンペーンを実施した。
- ② 大管踏切については、立体交差化について、町・県に申し入れを行なった。また類似踏切十一箇所についても、立体交差化の申し入れを検討中。
- ③ 大管踏切については、年度末までにオーバーハング型の警報機・I-TV・二段式遮断機・注意看板等を設置する。また、I-TV設置までの間、ガードマンを配置する。
- ④ 一三型電車について四八年度以前製造車について、前面強化を行なう。また、二五五型(内・外房新型特急)について、前面強化の設計変更を行なう。

**大管踏切事故以降も三件の踏切事故が発生!!**

しかしわれわれは、以上のよ  
うな「対策」によって、安全が  
確保されるとは到底考えられな  
い。事実、大管踏切事故以降も、

十一月十五日、十八日、十二月  
二〇日と、三件も踏切での衝突  
事故が発生している。今年度は、  
大管事故以前も踏切事故は三件  
であることを考えれば、二倍の  
発生率だ。また、大管踏切では、  
十二月五日に、ダンブカーが止  
まり切れず、踏切直前で横転す  
るといふ事故も発生している。  
当局自身、団交のなかで、「大  
事には至らなかつたが、この前  
の殉職事故と似た事故だった。  
キャンペーンの効果がどれほど  
あつたのか疑問視せざるを得な  
い面もある。非常に大きな事故  
であつたと認識している」と語  
らざるを得なかつたとおり、「  
キャンペーン」で事故がなくな  
るはずはないのだ。

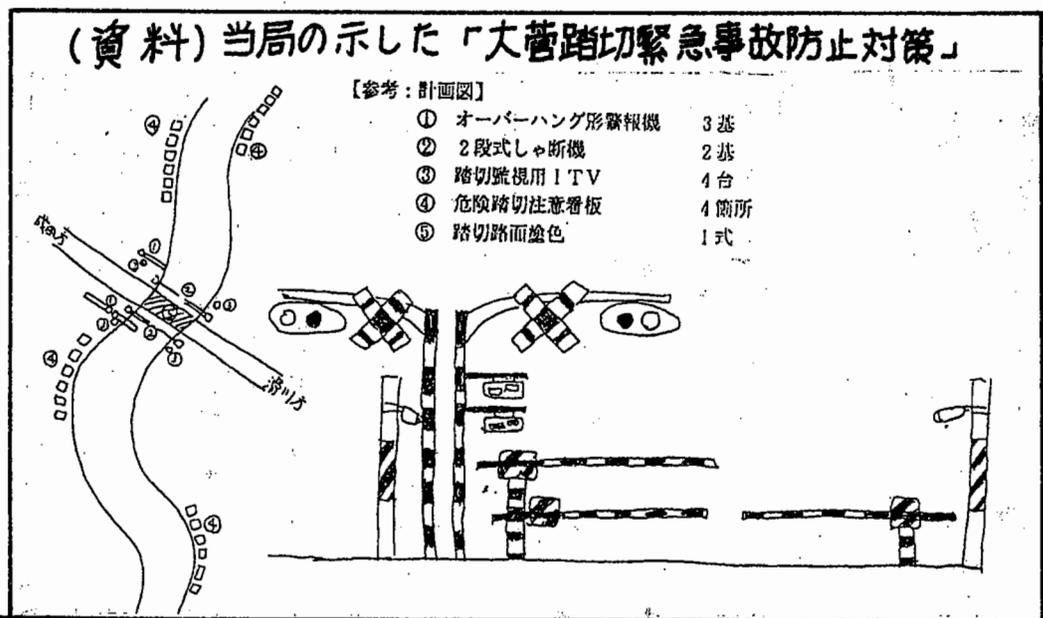
**運転士の生命より  
りも列車の「優  
先通行権」が大  
事なのか!!**

しかし当局側は、「立体交差  
化までの間、危険踏切について  
は四五km運転の取り扱いとせよ」  
という動労千葉の要求は、頑な  
に拒否し続けている。その理由  
は、① 列車に優先通行権があ  
るものを自ら放棄することにな  
るので、速度制限はできない、  
② 自ら速度を制限すると、行  
政側が動かなくなり、逆に事故  
防止対策が進まなくなる、③ 自  
ら速度制限を行なうようなこと

をすると、万一事故が発生した  
場合、乗務員も含めて責任を問  
われることになりかねない、と  
いうのである。しかし、それぞ  
れの理由が詭弁でしかないこと  
は明らかだ。運転士の生命より  
も、列車の優先通行権のほうが  
大事だといふのか!自ら規制し  
てしまえば、行政が動かなくな  
るなどというのも、論理が逆転  
してしまっている。むしろ「J  
Rがここまでやっているのなら  
行政ももっと積極的な対策を講  
ぜよ」という主張ができるはず  
ではないか。

**小手先の対応で  
は安全は守れな  
い!!**

さらに問題は、「踏切事故  
をなくす会」はどのような位置  
づけと権限をもつてやっている  
のか」との組合側からの質問に  
対しては、「非公式なものなの  
で、会社側は関与していない」  
と回答しているにもかかわらず、  
「踏切事故をなくす会」などと  
いう「小集団」のやっているこ  
とまで、自らの「踏切対策」の  
ように言つて団交での回答を行  
なっていることである。ここ  
も、「踏切安全対策」について、  
千葉支社がやっていることは、  
お茶を濁すような小手先の対応  
ばかりで、何ひとつ真剣に考え



ていないことが如実に示されて  
いる。  
われわれはさらに、抜本的な  
踏切安全対策の実施を求めて、  
闘いを強化する決意である。

**小手先の対応では運転士の生命を守れない!!**